

令和4年度第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年5月10日(火)

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開会 令和4年5月10日午前10時00分

4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右                    2番 土山 秋吉                    3番 杉本 和明

4番 徳永 章                    5番 中嶋 英徳                    6番 石井 裕

7番 嶋田 正忠                    8番 宮本 静子                    9番 木山 倫彦

10番 増岡美知子

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域                    中村 建治                    楠田 源志                    池上 春男

六栄区域                    平木 誠志                    木原 大介                    城戸 祐樹

長洲・清里区域                    坂井 隆浩                    濱崎 伸二

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

なし

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 鈴木 康博

農林水産課 課長補佐 馬場 隆輔

## 10. 提出議案

- ・ 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届について
- ・ 報告第 4 号 許可不要転用届について
- ・ 議案第 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- ・ 議案第 6 号 荒廃農地の非農地判断について
- ・ 議案第 7 号 農用地利用集積計画（案）について

その他

(事務局長)

ただ今から令和4年度第2回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。  
始めに、濱北会長よりご挨拶をお願いいたします。

(濱北会長)

皆さんおはようございます。5月の連休も終わりました。いつものことですが、この時期になると麦の色も黄金色になってきます。やがて麦の収穫に時期になるのではないのでしょうか。田植えの時期も近づき皆さん忙しくなられるでしょうが、皆さん病気、ケガのないように頑張っただけだと思います。また、農作業中の事故の話も聞きます。皆さん事故にも十分にお気を付けいただきたいと思います。今日は第2回定例会です。皆さん、よろしくをお願いいたします。

(事務局長)

はい。それでは本日の出席委員の方は全員出席となっております。定足数に達しておりますので総会は成立することを報告いたします。ちょっと議題に入ります前に、すいません、議案と説明資料の修正をお願いしたいと思います。

まず、議案の方ですけどページがですね、9ページ。受付番号の記載がありますがそれぞれ1番が2番、2番が3番に修正をお願いいたします。それと議案の10ページ、同じところに受付番号なんですけど一番左側の欄の1番を2番に修正をお願いします。続いて、議案の11ページ、こちらも2番を3番の方に修正をお願いいたします。それともう1ヶ所、説明資料の方の7ページで受付番号番を3番に修正をお願いします。申し訳ありませんでした。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いいたします。

(濱北会長)

これより、議事に入ります。本日の提出議案は、

- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
- ・報告第4号 許可不要転用届について
- ・議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- ・議案第6号 荒廃農地の非農地判断について
- ・議案第7号 農用地利用集積計画(案)について

を議案といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は9番 木山委員 10番 増岡委員をお願いいたします。

議事に入ります。1ページです。「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号1番から3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局に説明がありました。この件について何か質問等がございますか。

ないですか。はい。なければ、報告第3号を終わります。

次に進みます。2ページです。「報告第2号 許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

報告第4号 許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2ページ、受付番号1番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお備考欄に許可不要規定を記載しておりますのでご確認ください。

申請理由につきましては、議案書記載のとおり送電用電気工作物の鉄塔の建替えのためとなっております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。

今、事務局に説明がありました。この件について何か質問等ございますか。

なければ、報告第4号を終わります。

次に進みます。4ページです。「議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから7ページ、受付番号1番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。

申請内容、許可基準等についてご説明いたします。説明資料の1・2ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積7,231㎡農作業歴5年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後もすべての農地を利用するとのこと。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台をリースされています。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度とのこと。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないように留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業するとのこと。

取得後の下限面積要件につきましては、8,158㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。今事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員3番の杉本委員にお願いいたします。

(杉本委員)

3番の杉本です。補足説明をいたします。

申請地は六栄小学校の北側になります。現在、なにも作られていない不耕作の農地です。現在の所有者は、熊本市内在住の非農家の方で、相続により、この農地を取得されておりまして、農地を手放したいということで、譲受人に購入をお願いされたということだそうです。今回の申請について、以前の総会でも問題となった不動産を営まれている方が購入されるということで、事務局の方から、何かしらの作付けをしていただくよう忠告してあるとのこと。耕作をされるということであれば、問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員にご意見を伺います。

(城戸推進委員)

先ほど説明のありました通り、何ら問題ないかと思しますのでご審議のほどお願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

ないですか。

なければ採決をします。議案第4号 受付番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番は原案のとおり決定し許可書を交付いたします。

次に進みます。8ページです。議案第5号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について次のとおり提出いたします。

議案書の8ページから11ページ、受付番号2番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の3ページから5ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、建売住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、JR長洲駅から500m以内にある農地であるため、第2種農地と判断しており、申請地の他に適当な代替地がない場合には原則として許可できることとなっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年6月10日より着工予定、令和5年3月31日、完成予定であり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、それぞれの区画が非農家住宅基準面積概ね500㎡を下回るためであるため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、隣接地との境界にブロックを設置し土砂の流出がないようにするとのことです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのことです。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道。雨水は雨水枳を設け側溝に放流するとのことです。

以上、受付番号2番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員の2番 土山委員お願いいたします。

(土山委員)

2番の土山です。資料の10ページと11ページをご覧ください。

場所は長洲駅の北口を降りてちょっと東の方に行くところの物件があります。

高さも道路並みですぐもう家が建てられる状態です。別に何にも問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。

(濱北会長)

ありがとうございました。続きまして坂井推進委員に意見を伺います。

(坂井推進委員)

推進委員の坂井です。先ほどお話がありました通り、現状問題ないかと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。今の件について何か質問等はございますか。

(中嶋委員)

す いません。

(濱北会長)

はいどうぞ。

(中嶋委員)

南側に2筆ありますが、これはつながっているんですか。

(濱北会長)

大体これはもう繋がってるっていう感じでしょう。こちらは以前申請が出ていて、持ち主が変わっています。

(事務局)

地目は変わっていません。

(中嶋委員)

わかりました。

(濱北会長)

他にありませんか。なければ採決をします。議案第5号 受付番号2番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第5号 受付番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。12 ページです受付番号3番を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案書の12 ページ・13 ページ、受付番号3番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。許可基準等についてご説明いたします。説明資料の7・8 ページを併せてご覧ください。

申請理由につきましては、駐車場用地に伴う売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため第3種農地であり、原則許可となっております。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和4年7月1日より着工予定、令和4年9月30日完成予定で

あり適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、駐車場用地として必要な面積のため適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者につきましてはおられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、土砂等の流出、崩壊がないように慎重に施工するとのこと。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任をもって対応するとのこと。

その他、給水・生活雑排水及び汚水はありません、雨水は自然浸透とのこと。

以上、受付番号3番の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明がありました。

補足説明を2番、土山委員にお願いします。

(土山委員)

はい。2番の土山です。資料の中、12ページと13ページをご覧ください。この土地はですね、日頃から車1台分くらいだけ借りてあったんですよ。そしたらやっぱり、子供たちが帰ってくるとき駐車場がないということで、この農地を55平米だけ世話になって購入するというので、別に何も問題はないと思います。だいぶ便利も良くなると思います。売主も農地の区切りをつけるためにもちょうどいいということで話がまとまったようです。

何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

(濱北会長)

はい、ありがとうございます。続きまして、推進委員の坂井推進委員にご意見を伺います。

(坂井推進委員)

推進委員の坂井です。先ほどお話ありました通り、問題ございませんので、よろしく願いいたします。

(濱北会長)

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について、質問等はございますか。

ないですか。

わかりました。はい。それでは採決をいたします。

他にありませんか。なければ採決をします。議案第5号 受付番号3番について原案とおりの許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。ありがとうございました。

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第5号 受付番号3番は原案のおりの許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます、14ページです。「議案第6号 荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)



議案第6号 荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。

議案書の14ページです。対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。対象地は、2件 2筆 1,804㎡です。今回の対象地につきましても、前回同様、皆様にご協力いただいた農地利用状況調査の結果、B判定となった農地の所有者に対して、非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地になります。現況は、既に山林化しており農地への復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

以上、議案第6号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ないですか。なければ採決をします。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定いたします。次に進みます、15ページです。「議案第7号 農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局長)

議案第7号 農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、16ページが総括表となり2022年の期間ごとの総括になります。17ページが今回の借り手の一覧で現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合せて今後の経営面積となります。詳細につきましては、18ページ 賃借権4件 11筆 16,193㎡、19ページ 使用貸借権2件 2筆 934㎡となっております。

以上、議案第7号の説明を終わります。

(濱北会長)

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

ないですか。なければ採決をします。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の提出議案はすべて終了いたしました。委員、推進委員の皆様からその他、ご意見、ご質問はございますか。事務局より連絡事項等はありませんか。

(事務局)

事務局からは特にございません。次の定例会が6月10日になりますので、よろしくお願ひします。

(濱北会長)

これもちまして、令和4年度第2回長洲町農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（終了 午前10時26分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印